新国保法の完全実施

4月1日から 二重加入をのぞく

来る四月一日から新国民健康保険法が完全実施されることになりました。この新国民健康保険法は去る昭和三十四年一月一日に施行されたのですが、こんどいよいよ完全実施となるわけです。

この完全実施に伴って国保から外される人と、残る人との二つに分けられ、四月一日からはいままで四万三四〇〇余名のうち約半数の二万七、二〇〇余名で新しい国保運営が行われることになります。

それで次の点をよく理解して頂き新しい事務への移りがうまくゆくようご協力をお願いいたします。

▼市の国保から除外される人

①職場の健康保険や共済組合・日雇保険等に入っている人とその被扶養者（その保険証やその保険証を組合員証に名前がのっている奥様、共済等から医療費の給付が受けられる人）

②生活保護法の扶助を受け三か月を超えるに至った人とその家族。

▼市の国保に残る人

前に記した以外のすべての人（国保以外のところから医療費の給付を受けることの出来ない人）

▼国保への届出の義務

すべての届出は十日以内にすることになっています。

就職で職場の健保や共済等に加入したとき、又は退職したとき、職場の健保・共済等の扶養者となったとき、又は被扶養者でなくなったとき、その時は世帯主が十日以内に市の保険課へ届出るよう法にきめてありますから間違いなく手続きをされるようお願いします。

これを怠りますと給付を受けられなかったり、納めなければもいい保険料の令書が届くなどのことも起ります。

なお届出の際は必ず「印鑑」と「被保険者証」をお持ち下さい。

▼国保除外後も両方から医療費を出して貰える人

（継続給付制度）

この制度は次の三つの条件に全部あてはまる人にだけ認められます。

①昭和三十年十二月三十一日以前に国保の被保険者証を提示して医師にかかっていた人

②前項の病気又はそれによって起きた病気で引き続き本年三月まで医師の治療を受けていた人

③医師にかかりはじめてから三か月に達たない人

この継続給付の期間は医師にかかりはじめてから満三か年で終ります。

この三つの条件にあっている人でこの制度の適用を受けようとするときは四月十日までに保険課へ申請書を出してその承認を受けて下さい。この承認を受けた人は保険料を納めることなく給付をうけられます。

▼保険料について

今度市の国保から除外される人で、保険料の未納のある方は三月末日までに納めて下さい。未納のまま国保から除外になっても、納入義務はあり滞納処分も行います。

▼新しい被保険者証

ピンク色の県下同一のもので、三月末日までに区長を通じて国保に残られた各世帯へお届けします。

（保険課）

県市営で二百十三戸

住宅 滝谷・新栄町などに団地

完成した満願寺浄水場 県下有数の近代設備で新市域の末端まで完全給水されている

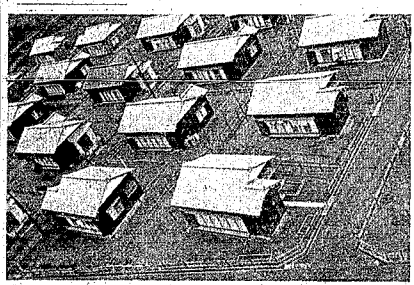

年々ふえてゆく市営住宅（新榮町）

住宅難緩和の目的で建設されている市営住宅は現在では百八十七戸、二万六十三坪に及んでいます。このほか県営の住宅が、二十六戸、三百二十八坪建設されていますので併せて二百十三戸、二千三百九十一坪の住宅が建設されたことになります。市営住宅の住宅団地は滝谷・草水・新栄町などがひんぱんに行われ市民生活に大きななやみを与えるようになりました。そこで昭和二十六年

県営住宅

第一団地 中町	18戸	2161坪
第一団地 笛吹	8戸	112坪

分譲住宅 91戸1,235坪5

事業に見る市政の進展 ③

新市域の隅まで配水

上水道 満願寺に新施設

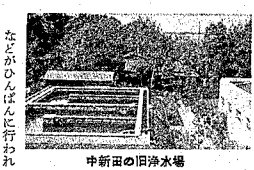

中新田の旧浄水場

元の新津市の上水道は昭和七年に創設されたものですが、当時は給水人口を二万人にしていたため急増する人口に断水・節水などがひんぱんに行われ市民生活に大きななやみを与えるようになりました。そこで昭和二十六年から上水道の施設を満願寺に新設、以来、拡張に拡張を重ねて今では旧市域はもちろん、新市域の隅々まで配水管がいきわたり、一部新潟市にも給水している有様で、市側を施行した当時とくらべますと、下表のように給水人口は、一万六千二百二十五人から三倍以上の五万一千三百六十七人にふえ、戸数でも三千一百四十五戸から二万二千四戸と三倍以上にふえています。

市営で施設を充実

ゴミ処理場 年五千トンを処理

生活の向上とともに、年々ふえてくるゴミの処理は、まったく緑の下の力もちですがこれをおろそかにしますと、私たちの郷土はたちまち住みにくいきたないものになります。昭和二十六年当時は手車九台でゴミを集め焼却を委託して間にあわせていましたが、年間のゴミの焼却屯数は、千七二十トンにしか過ぎませんでした。しかしこれでは間にあわないようになりました。昨年三月市営ゴミ処理場を完成し、ゴミ運搬車の施設も充実しましたので、三十五年中に処理したゴミは五千余にのぼりました。これでもゴミは今後ますますふえることが予想されますが、これは、ゴミ発生の手段、方法の改善によって清潔な郷土を築きあげたいものと思っています。

ゴミ処理場と活躍するバックマスター

市営住宅

	昭和三六、一	昭和三七、六
第一木造	八六戸 八六坪五	一〇〇戸 (一一〇坪)
第二特殊	二六戸 二六坪八	—
第三木造	三六戸 四五坪二	—
第四木造	四五戸 四〇七坪五	—
庶民住宅	六一戸 七一坪四	—
合計	八七戸 二〇六三坪四	(一一〇坪)

↙新町・中町・西島などですが更に分譲住宅も九十一戸千二百三十五坪建設されていますので、ずいぶん目的のために役立っていることと思われます。

上水道の拡張状況

	配管総延数	1日平均給水量	給水戸数	給水人口
昭26.11	15,209m	2,320 t	3,245戸	16,225人
昭36.11	123,038m	7,915,9t	10,024戸	51,367人

ゴミの収集と処理

	収集			処理		
	手車	自動車	計	焼却	埋立	計
	合 t	台 t	t	t	t	t
昭和26年	9 1,720	— —	1,720	1,720	—	1,720
昭和36年	3 929	3 4,076	5,005	3,896	1,109	5,005

市営火葬場も完成

仏教会がご本尊を安置

重油による近代式火葬炉の市営火葬場（新町裏）

市営火葬場は、総工費四百七十余万円を費して昭和三十年の着手完成したものです。この火葬場は、昭和三十四年六月市仏教会が浄財を集め寄付されたご本尊が安置されています。

豪雪にも威力

アングルドーザー

土木工事に威力を発揮するアングルドーザー

昭和三十四年度、四百三十万円、内三百十万円補助金の巨費を投じて購入したアングルドーザーは、今年の豪雪の際、その力を遺憾なく発揮しました。このアングルドーザーは、新市建設十ヵ年計画の一環として購入されたもので、今後は、土木工事にその威力を発揮するものと期待されています。

昭和35年中の火葬場利用状況

区分		市内居住者	市外居住者	計
火葬場	死体	398	21	419
	死産	36	11	47
	汚物	475	55	530
	抱取	388	15	403

古津駅

三駅新設 交通の要衝として栄えている本市に古津駅、東新津駅、新関駅が誕生して通勤者は大変便利になりました。